

兵庫北関入船納帳にみえる関錢をめぐる考察 升米説の再検討

藤田裕嗣

An Examination of the Tax in the Record Retained at the Customhouse of the Port of North Hyogo in 1445

はじめに—研究史と問題設定

- ①史料
- ②単品積載船による物品毎の検討
- ③複数物品の混載と関錢免除の船への仮説の適用
むすびに代えて

【課文解説】

本共同研究で「消費」をテーマとする」とに鑑みて、本稿では文安二年（一四四五）『兵庫北関入船納帳』に登録されたデータのうち関錢を取り上げることにした。本納帳における関錢は百分の一税としての升米であると結論づけた新城常三の見解によるならば、ある積載物品に対して課せられた関錢額を百倍した値が当時の価格そのものであるということになる。しかし、この見解を再検討した結果、物品総価額の百分の一という従来から指摘されてきた升米に加え、一艘当たり一律に五〇文程度をも加算されていたことが判明した。そして、後者は四五文の置石であるという仮説を提示した。次に、この仮説に従い、船籍地別に総計した上で整理が施された関錢のデータを検討した。まず、個々の関錢が複数の物品についての積算値である場合に、その積算基準を合理的な形で推察できた。つまり、上述した仮説に基づいた推計値が、実際の積算値に近いことから、仮説の妥当性を示していると考えた。逆に、登録された

関錢の値について、複数物品に対して合算されていても物品毎に振り分け得た。やがてに、関錢免除のために関錢の値が記載されていない場合でも、その値を推定できるといふことも示された。このようにして物品毎に推計された関錢は、価額、すなわち価値と直接比例するとされているから、単純に計算できる積載量に比して、積載された物品毎のウエートを比較したり、船籍地相互で比較する際に有用であると考えられる。